

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日替り、
翌日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等
土地改良法による換地処分
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二
件)

◇ 選管告示

開発行為に関する工事の完了
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第七百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄二期地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十一年五月十九日現在の地番による。)

大字亀谷字野田

大字亀谷字大山ノ上七六〇の一から七六〇の一七まで及び七六〇の一と一をなす国所有地の一部

大字亀谷字山崎八三二の一、八三二の二、八三二の三、八三三、八三四、八三七から八三九まで及びこれらと一をなす国所有地

大字亀谷字狐谷八四〇から八四三まで、八四四の一、八四五の一、八四六、八四七の一、八四七の二、八四八から八五二まで、八五三の二、八五四の一、八五五、八五六、八五七の一、八六六の二及びこれらと一をなす国所有地
大字亀谷字七人植の全域
大字亀谷字下野田の全域
大字亀谷字南野田九二二、九二三、九二四の一の一部、九二四の二、九二五の一部、九二六の一部、九二七から九二

大字亀谷字大山	九まで、九三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九三〇と一体をなす国有地の一部 大字亀谷字中峯九四八の二、九四八の一
大字亀谷字道ノ空六九一の一、六九一の二の一部、六九一の四の一部、六九二の一の一部、六九二の二から六九二の六まで、六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字扇ノ宮七〇三の三の一部 大字亀谷字古御建七〇九の一の一部、七〇九の二の一部、七一一の一から七一一の四までの一部、七一二の一部、七二六の一部、七二七の一部、七二八から七三九まで、七四一の一から七四一の四まで、七四三の一、七四三の二、七四四、七四五の一部、七四七の一部、七四八、七四九の四、七五〇の二、七五一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字奥田平七五七の一、七五七の三、七五八の一四、七五八の二四、七五八の二九から七五八の三五まで 大字亀谷字大山ノ上七六一の三から七六一の一〇まで、七六一の一、七六一の二、七六一の三、七六一の四から七六一の二五まで及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字イヤ谷七二一の三から七二一の五までの一部、七二一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地	
区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月十九日現在の地番による。）
大字亀谷字山崎	大字亀谷字山崎のうち八三一の二、八三二の二、八三二の三、八三三、八三四、八三七から八三九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字亀谷字中峯	大字亀谷字中峯のうち九四八の二、九四八の一以外区域
大字亀谷字狐谷	大字亀谷字狐谷のうち八四〇から八四三まで、八四四の一、

大字亀谷字大山ノ上	八四五の一、八四六、八四七の一、七四七の二、八四八から八五二まで、八五三の二、八五四の一、八五五、八五六、八五七の一、八六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字亀谷字奥田平	大字亀谷字奥田平のうち七五七の一、七五七の三、七五八の一四、七五八の二四、七五八の二九から七五八の三五まで
大字亀谷字古御建	大字亀谷字古御建七四九の三、七五〇の一、七五一の一、七五二及びこれらと一体をなす国有地
大字亀谷字宮ノ上	大字亀谷字宮ノ上のうち六八六の四、六九〇の四以外の区域
大字亀谷字法師丸	大字亀谷字法師丸のうち二二〇の一部、二二一の一部以外の区域
大字亀谷字扇ノ宮	大字亀谷字扇ノ宮六九六の二の一部、六九六の三の一部、六九八の四の一部、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字古御建七一一の一と一体をなす国有地の一部
大字亀谷字法師丸二二〇の一部、二二一の一部 大字亀谷字宮ノ上六八六の四、六九〇の四 大字亀谷字道ノ空六九一の二の一部、六九一の四の一部、六九二の一の一部、六九三の一部、六九四及びこれらと一	

<p>大字亀谷字新山</p>	<p>体をなす国有地 大字亀谷字扇ノ宮のうち六九六の二の一部、六九六の三の一部、六九八の四の一部、六九九の一部、七〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字亀谷字古御建七〇四から七〇八まで、七〇九の二の一部、七〇九の三の一部、七二〇の二、七二〇の三、七二〇の四、七二一の二から七二一の四までの四までの一部、七二一の五、七二六の一部、七二七の一部、七四五の一部、七四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字イヤ谷七二一の二の一部、七二一の二から七二一の五までの一部、七二一の七の一部、七二二の四四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字亀谷字新山 大字亀谷字柿谷 山</p>	<p>大字亀谷字柿谷山九七七の三、九七九の三 大字亀谷字新山の全域 大字亀谷字柿谷山のうち九七七の三、九七九の三以外の区域</p>
<p>大字亀谷字柿谷 西峯</p>	<p>大字亀谷字柿谷西峯のうち一〇三三の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字亀谷字新御 建</p>	<p>大字亀谷字新御建のうち一〇四四の一、一〇四四の二以外の区域</p>
<p>大字亀谷字西野</p>	<p>大字亀谷字西山一〇四二の一部、一〇四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字西野のうち一五一四の六の一部、一五一四の一五の一部以外の区域</p>
<p>大字亀谷字向野</p>	<p>大字亀谷字向野のうち一五四〇の一以外の区域</p>

<p>大字亀谷字西山</p>	<p>大字亀谷字柿谷西峯一〇三三の一と一体をなす国有地の一部 大字亀谷字号原山一〇三四の一から一〇三四の四まで、一〇三五の二、一〇三八の二 大字亀谷字三角山一〇三九の一、一〇三九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字西山のうち一〇四二の一部、一〇四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字亀谷字西野一五四の六の一部 大字妻波字下思案橋一三八五の二の一部、一三八八の二の一部、一三九六の一〇から一三九六の二二までの一部、一三九六の二三の一部、一三九六の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字亀谷字号原 山</p>	<p>大字亀谷字号原山のうち一〇三四の一から一〇三四の四まで、一〇三五の二、一〇三八の二以外の区域</p>
<p>大字下種字野田 西平</p>	<p>大字下種字野田西平のうち六九九の二二から七九九の二四まで、八〇〇の二以外の区域</p>
<p>大字下種字下野 田</p>	<p>大字下種字上野田七六六の一部、七六六の二の一部、七六六の三の一部、七六七の一部、七六七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字下野田のうち七六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字下種字上野 田</p>	<p>大字下種字野田西平八〇〇の二 大字亀谷字南野田九二四の二の一部、九二五の一部、九二六の一部、九三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字上野田のうち七六六の一部、七六六の二の一部、七六六の三の一部、七六七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字下種字イヤ 谷</p>	<p>大字下種字岩屋谷の全域 大字下種字狐谷の全域 大字下種字イヤ谷のうち七二一の二の一部、七二一の二の 一部、七二一の三、七二一の四の一部、七二一の五、七二 一の七の一部、七二二の四四の一部、七二二の八一の一部 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下種字横山</p>	<p>大字下種字野田 東平</p>	<p>大字下種字苧里 塚</p>
<p>大字下種字下野田七六八の一部及びこれと一体をなす国有 地 大字岩坪字野田街道ノ上四の二、二二の二及びこれらと一 体をなす国有地</p>	<p>大字下種字横山の全域 大字下種字北坂ノ峯西平六五五の一と一体をなす国有地の 一部 大字下種字家ノ空六二五の一、六二五の四と一体をなす国 有地の一部</p>	<p>大字下種字野田東平のうち七二四の二から七二四の四まで、 七二四の八、七二五、七二六の二から七二六の五まで、七 二六の七から七二六の一〇まで以外の区域</p>	<p>大字下種字苧里塚のうち六五〇の二の一部、六五〇の二の 一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下種字北坂ノ峯西平六五四の一部 大字下種字後口谷六六四の一、六六四の二から六六四の 一八まで、六六四の二〇から六六四の二八まで、六六四 の三七、六六四の三八、六六五の二から六六五の四まで、 六六五の九、六六五の一〇 大字下種字野田東平七二四の二から七二四の四まで、七二 四の八、七二五、七二六の二から七二六の五まで、七二六 の七から七二六の一〇まで</p>	
<p>大字下種字家ノ 空</p>	<p>大字下種字後口 谷</p>	<p>大字下種字北坂 ノ峯西平</p>	<p>大字下種字西野</p>	<p>大字下種字広谷 頭</p>
<p>大字下種字家ノ空のうち六二五の一、六二五の四と一体を なす国有地の一部以外の区域 大字下種字苧里塚六五〇の二の一部、六五〇の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地 大字下種字北坂ノ峯西平六五四の一部</p>	<p>大字下種字後口谷うち六六四の一、六六四の二から六 四四の一八まで、六六四の二〇から六六四の二八まで、六 六四の三七、六六四の三八、六六五の二から六六五の四ま で、六六五の九、六六五の一〇以外の区域</p>	<p>大字下種字北坂ノ峯西平のうち六五四及び六五五の一と一 体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字下種字野田西平七九九の二から七九九の二四まで 大字下種字広谷頭八二二の七、八二二の八、八二二の二、 八二二の四から八二二の六まで、八二二の八、八二二の九、 八二二の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字西野のうち八二六の一の一部、八二六の六から 八二六の八まで、八二六の一〇の一部、八二六の二 四の一部、八二六の二七の一部及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域</p>	<p>大字下種字広谷頭のうち八二二の二の一部、八二二の七、 八二二の八、八二二の二、八二二の四から八二二の六まで、 八二二の八、八二二の九、八二二の一〇の一部及びこれら と一体をなす国有地以外の区域 大字下種字西野八二六の一の一部、八二六の六から八二六 の八まで、八二六の一〇の一部、八二六の二四の一 部、八二六の二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字岩坪字下御建七四の五と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字岩坪字下御建</p>	<p>大字岩坪字下御建のうち七四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下種字広谷頭八二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字岩坪字野田街道ノ上</p>	<p>大字岩坪字野田街道ノ上のうち四の二、一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字妻波字下思案橋</p>	<p>大字妻波字下思案橋のうち一三八五の二の一部、一三八八の二の一部、一三九六の一〇から一三九六の一二までの一部、一三九六の一五の一部、一三九六の二三の一部、一三九六の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字妻波字上思案橋一四〇三の二の一部、一四〇四の二 大字亀谷字西野一五一四の一五の一部 大字亀谷字向野一五四〇の二の一部</p>
<p>大字妻波字上坂橋</p>	<p>大字妻波字上坂橋のうち一四四四の一から一四四四の三までの一部、一四四四の五の一部以外の区域</p>
<p>大字妻波字東岡谷</p>	<p>大字妻波字上思案橋一四一四の六の一部、一四一五の三の一部、一四一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇七の二、一四〇七の五から一四〇七の八まで、一四一四の一、一四一四の四と一体をなす国有地の一部 大字妻波字センガクシ一四二一の一から一四二一の四までの一部、一四二一の六 大字妻波字東岡谷のうち一四四〇の二から一四四〇四までの一部、一四四〇の六の一部、一四四〇の一〇の一部以外の区域 大字妻波字上坂橋一四四四の二の一部、一四四四の三の一部</p>

<p>大字妻波字センガクシ</p>	<p>大字妻波字センガクシのうち一四二一の一から一四二一の四まで、一四二一の六以外の区域</p>
<p>大字妻波字上思案橋</p>	<p>大字妻波字下思案橋一三九六の一五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字妻波字上思案橋のうち一四〇三の二の一部、一四〇四の二、一四一四の六の一部、一四一五の三の一部、一四一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇七の二、一四〇七の五から一四〇七の八まで、一四一四の一、一四一四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字妻波字センガクシ一四二一の一から一四二一の四までの一部 大字妻波字東岡谷一四四〇の二から一四四〇の四までの一部、一四四〇の六の一部、一四四〇の一〇の一部 大字妻波字上坂橋一四四四の二の一部、一四四四の三の一部、一四四四の五の一部</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字亀谷字七人植、大字亀谷字下野田、大字亀谷字南野田、大字亀谷字道ノ空、大字亀谷字三角山、大字下種字狐谷、大字下種字岩屋谷</p>

鳥取県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄二期地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十三号

三朝町が行う土地改良事業に係る三徳地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

佐治村が行う土地改良事業に係る刈地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月二十四日 鳥取県指令受都計三一二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市諏訪字下出口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県簸川郡多伎町大字多岐官有無番地

東田憲正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
三好健後援会	石黒 松雄	岸根 金好	鳥取市賀露町一七五四―一―二一	昭和六十一年五月一日	その他政治団体
山田幸夫後援会	杉本 善市	田辺 誠	鳥取市西品治五八九	昭和六十一年五月六日	
瀧山幸栄後援会	湯川 良一	瀧山 賀光	岩美郡岩美町大字小田一六八―二	昭和六十一年五月七日	
東部青山会	民野芳之助	小林 篤	鳥取市末広温泉町六〇三	昭和六十一年五月十日	
安田省一朗とみなの会	原 栄一	松本 康彰	鳥取市富安二丁目二〇	昭和六十一年五月十五日	
伊藤のりお後援会	広田喜代治	馬淵 深一	鳥取市滝山三〇〇	昭和六十一年五月二十日	
中部を考える会	野儀 久市	河本 誠友	倉吉市東昭和町三一―二	昭和六十一年五月二十七日	
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	水野 五郎	堀部 重春	鳥取市扇町三	昭和六十一年六月一日	
遠藤治郎後援会	喜多村 斉	喜多村 斉	境港市上道町二一七―一―六	昭和六十一年六月四日	

政治団体の名称	自由民主党米子市春日支部	自由民主党鹿野町支部	自由民主党鳥取県建友会支部	自由民主党鳥取県救世支部	鳥取もとむ東部後援会	相沢英之東部後援会	広田きよじ後援会	鳥取県理容政治連盟	中山政一後援会	景山辰次後援会	佐々木紘一後援会				
異動事項	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名				
新	米子市上新印二八八	奥田 山治	遠藤 豊一	井上 正	今井 啓三	大西 康彦	金田 文夫	猪口 繁幸	米田 守	鳥取市本町一丁目二〇九	伊藤 憲男	錫木 隆	西村 久光	境港市上道町二〇七一一二	澤田 清春
旧	米子市古豊千六五四	植田 森男	奥田 山治	遠藤 光男	寺畑 正夫	吉田 一郎	寺谷英太郎	西川 光生	滝原 恒雄	鳥取市永楽温泉五〇五	中西 和衛	武田 信義	中山 資信	境港市上道町二〇八三一	山崎 昭義
届出年月日	昭和六十一年五月六日	"	"	"	"	"	"	"	昭和六十一年五月二十九日	昭和六十一年五月二十九日	昭和六十一年六月二日	昭和六十一年六月六日	昭和六十一年六月十日	昭和六十一年六月十日	昭和六十一年六月十日
備考	政党の支部	"	"	"	"	"	"	"	その他政治団体	"	"	"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百三三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田 忠雄

政治団体の名称	鳥取県自治同志会	田中正己鳥取県後援会	鳥取県建設政治連盟	景山辰次後援会
代表者の氏名	入江 正雄	前田 八郎	西田 春政	南前 盛
代表者の氏名	森本 晃嘉	幸本 源孝	河金 敬儀	廣島 金次
主たる事務所の所在地	鳥取市高路四九七	鳥取市扇町二一	河金 敬儀	廣島 金次
代表者の氏名	堀見 清	井上 有充	堀見 清	堀見 清
代表者の氏名	松本 一巖	松本 敏郎	松本 敏郎	松本 敏郎
主たる事務所の所在地	鳥取市米子市陰田町一三九九	米子市上後藤一〇	境港市外江町一七三〇	岩美郡国府町大字玉錦二六〇
届出年月日	昭和六十一年五月十五日	昭和六十一年七月十九日	昭和六十一年七月十九日	昭和六十一年七月十八日
備考	"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 中 謙

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 杉原よしまで後援会

報告年月日 昭和61年5月15日

(昭和61年5月10日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 長尾寛後援会

報告年月日 昭和61年5月15日

(昭和61年5月10日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 遠藤勝美後援会

報告年月日 昭和61年7月19日

(昭和58年6月30日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 12,000円

ア 前年繰越額 8,000円

イ 本年収入額 4,000円

(2) 支出総額 12,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（内訳別掲）

個人からの寄附 4,000円

合 計 4,000円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 4,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

機関紙誌の発行費 12,000円

その他の事業費

機関紙誌の発行事業費 12,000円

合 計 12,000円

政治団体の名称 丸山薫後援会

報告年月日 昭和61年7月28日

(昭和61年7月25日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年九月二十四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎
七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市美吉二五二

岩田直樹

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】